米子市建築物等の適切な管理に関する条例

令和３年米子市条例第12号

（目的）

第１条　この条例は、適切な管理が行われていない建築物等が市民の生命、身体又は財産に重大な危険を及ぼすおそれがあることに鑑み、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）に定めるもののほか、建築物等に係る急迫の危険を回避するためにとる措置について必要な事項を定めるとともに、ブロック塀の適切な管理が行われるために必要な事項を定めることにより、危険を未然に防止し、もって市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、次項に規定するもののほか、法において使用する用語の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ブロック塀　補強コンクリートブロック造の塀及び組積造の塀（建築物に該当するものを除く。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

⑵　建築物等　建築物（空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第１項に規定する空家等をいう。）であるものを除く。）及びブロック塀をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（建築物等の所有者等の責務）

第３条　建築物等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、市民の生命、身体又は財産に危険を及ぼさないよう、建築物等を適切に管理しなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、建築物等の適切な管理のために必要な施策を実施するものとする。

（建築物に係る緊急安全措置）

第５条　市長は、建築物の倒壊又は建材の落下等による市民の生命、身体

又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該危害の防止のために必要かつ最小限度の措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、当該措置に係る建築物の所有者等の負担とすることができる。

２　市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に係る建築物の所在地及び当該措置の内容を、当該建築物の所有者等に通知しなければならない。ただし、過失がなくて当該建築物の所有者等を確知することができない場合は、この限りでない。

３　前項ただし書の場合には、市長は、当該建築物の所在地及び第１項の措置の内容を公示しなければならない。

（ブロック塀に係る立入調査等）

第６条　市長は、ブロック塀の所在及び当該ブロック塀の所有者等を把握するための調査その他ブロック塀に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

２　市長は、第８条、第９条及び第１０条第１項の規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、ブロック塀の所在する敷地に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者をブロック塀の所在する敷地に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該ブロック塀の所在する敷地に係る土地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

４　第２項の規定によりブロック塀の所在する敷地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（ブロック塀の適切な管理の促進）

第７条　市は、所有者等によるブロック塀の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努める

ものとする。

（ブロック塀の所有者等に対する助言又は指導）

第８条　市長は、ブロック塀の所有者等に対し、当該ブロック塀についてそのまま放置すれば保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該ブロック塀に関し、除却、移転、修繕その他保安上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

（ブロック塀の所有者等に対する勧告）

第９条　市長は、ブロック塀の所有者等に対し、当該ブロック塀についてそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めるときは、当該ブロック塀に関し、相当の猶予期限を付けて、除却、移転、修繕その他保安上必要な措置をとることを勧告することができる。

（ブロック塀の所有者等に対する命令）

第１０条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

２　市長は、前項の措置を命じようとする場合には、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

３　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から５日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

４　市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合には、第１項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

５　市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、第１項の規定により命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の３日前までに、前項の規定により出頭を求められた者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

６　第４項の規定により出頭を求められた者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

７　市長は、第１項の規定による命令をした場合には、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

８　前項の標識は、第１項の規定による命令に係るブロック塀又は当該ブロック塀が所在する敷地に設置することができる。この場合において、当該ブロック塀又は当該ブロック塀の所在する敷地に係る土地の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

９　第１項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成１７年米子市条例第２５号）第３章（第１２条及び第１４条を除く。）の規定は、適用しない。

（ブロック塀に係る代執行）

第１１条　市長は、前条第１項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（ブロック塀に係る緊急安全措置）

第１２条　第５条の規定は、ブロック塀に係る緊急安全措置について準用する。この場合において、同条（見出しを含む。）中「建築物」とあるのは、「ブロック塀」と読み替えるものとする。

（警察その他の関係機関との連携）

第１３条　市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に協力を求めることができる。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３か月を経過した日から施行する。ただし、第７条の規定は、公布の日から施行する。